



空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

老朽型
(相続3年以内)

◎この補助金は、昭和56年以前に建築された空き家が対象となります。

※建築基準法改正前の旧耐震基準の建物

◎補助金を利用できるのは「空き家の相続人」です。

◎相続する事由(※1)が発生した日から3年以内の解体工事が対象です。

(※1 前所有者が亡くなった日)

●補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限100万円)

※ただし、昭和57年以降に建築され、築40年以上経過したもの:上限50万円



【所得要件】

世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得の高い者)の前年度所得が
460万円以下であること。(ただし扶養親族ひとりにつき38万円を加算)

扶養親族(人)	0	1	2	3	4	5	...
前年度所得(万円)	460	498	536	574	612	650	...

《手続きの流れ》

①事前相談・受付、申請様式の交付
必ず事前に相談してください。

- ・空き家住所、現所有者
- ・管理状況、解体希望時期 等
- ※募集期間に合わせて受付します。
- ※申込数が多数の場合は、危険度が高いものや迷惑となっている空き家を優先させていただきます。

③補助申請
※必ず解体工事前に申請してください。

【必要書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・補助事業等計画書
- ・工事見積書
- ・所得証明書
- ・補助金振込先の通帳の写し
- ・登記簿 or 名寄帳
- ※登記物件 → 登記簿
- 未登記物件 → 名寄帳
- ・跡地活用同意書

【必要に応じて提出】

- ・同意書
- ※所有者以外が申請する場合、又は所有者が複数いる場合
- ・空き家除却同意書
- ※所有権以外の権利が設定されている場合
- ・住民票謄本等
- ※所有者を証明する書類

④交付決定
・申請内容及び提出物に不備が無い確認後、補助金交付決定通知書を送付します。

⑧実績報告

【必要書類】

- ・補助金実績報告書
- ・解体業者からの請求書、領収書の写し
- ・写真(解体前、中、後)
- ・市への補助金請求書
- ・家屋滅失届(登記・未登記問わず)

⑨補助金額の確定・補助金の支払い
・完成検査実施後、補助金額の確定通知書の送付及び補助金の振り込みをします。



⑤工事発注

⑥工事完了・請求

⑦支払い



大
仙
市

申
請
者

解
体
業
者